

## 明細配信のルールについて（会計年度任用職員）

令和6年10月 教職員課県費事務担当

### 1 給与関係帳票の取だし方法等について

各給与関係帳票の取だし方法等については、「市町村立学校給与等報告システム操作マニュアル【会計年度任用職員報告用】（以下、会計年度マニュアル）」P83～84を御参照ください。

### 2 明細配信のルールについて

会計年度任用職員の支給明細書（例月）（PDF 帳票）は、「主たる雇用」\*<sup>1</sup>となっている所属にのみ配信されます。複数校で発令がある\*<sup>2</sup>、又は兼務している\*<sup>2</sup>職員の場合は、主たる雇用となっている所属で明細の出力・交付を行ってください。\*<sup>3</sup>

また、再任用短時間、任期付短時間など常勤職員としても雇用がある併任職員の場合、常勤と会計年度は別々の支給明細書が配信されます。その場合、会計年度任用職員分の支給明細書のみ、主たる雇用となっている所属で明細の出力・交付を行ってください。

なお、出勤日等の関係で、報酬支給日までに主たる雇用となっている所属で明細が交付できない場合は、他の学校で交付していただいて差し支えありませんが、その際は学校間で調整の上、主たる雇用となっている所属から明細交付校へ支給明細書の御提供をお願いします。

\* 1 「主たる雇用」の確認方法については、会計年度マニュアル P10 を御参照ください。

\* 2 県立課所館の会計年度任用職員との複数発令・兼務を含みます。

\* 3 当月支給額がない職員（例：9月例月支給について、8月中に勤務が1日もなかった日額職員など）については、当月の支給明細書等の配信はありません。

【参考】旧会計年度任用職員システムとの違い

| 出力時期                          | 支給明細書を出力できる所属                                       |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 令和6年8月例月まで<br>(旧会計年度任用職員システム) | 所属コードが最も若い所属で出力可能<br>(上記以外の所属でも職員番号を指定することで出力可能)    |
| 令和6年9月例月から<br>(市町村立学校報告機能)    | <u>「主たる雇用」となっている所属のみ</u> 出力可能<br>(主たる雇用以外の所属では出力不可) |

### 3 旅費支給額の確認について

会計年度任用職員の旅費支給額の確認については、会計年度マニュアル P81～82 を御参照の上、教職員課県費事務担当で登録された旅費支給額の確認を行ってください。

なお、複数グループで勤務している S C の場合は、在籍する拠点校（中学校配置の場合のみ配置校も含む）のうち最も若い所属コードを持つ学校に、全校分の旅費支給額が表示されます。

【例１】一人のＳＣが「小学校配置」と「中学校配置」の両方で勤務している場合

| 所属コード | 拠点校/配置校   | 旅費請求額(所属別) | 旅費表示 | 旅費支給額(システム) |
|-------|-----------|------------|------|-------------|
| 40B00 | 小学校配置の拠点校 | 1,500 円    | ○    | 4,600 円     |
| 50B50 | 中学校配置の拠点校 | 800 円      | ×    | —           |
| 50B51 | 中学校配置の配置校 | 2,300 円    | ×    | —           |

【例２】一人のＳＣが「小学校配置」２グループと「小中配置」で勤務している場合

| 所属コード | 拠点校/配置校    | 旅費請求額(所属別) | 旅費表示 | 旅費支給額(システム) |
|-------|------------|------------|------|-------------|
| 40B01 | 小学校配置①の拠点校 | 0 円        | ○    | 2,500 円     |
| 40B02 | 小学校配置②の拠点校 | 1,800 円    | ×    | —           |
| 50B52 | 小中配置の拠点校   | 700 円      | ×    | —           |

※ 最も若い所属コードを持つ学校で旅費の請求がない場合でも、他の所属から旅費請求があった場合は最も若い所属コードを持つ学校に旅費支給額が表示されます。

複数市町村で勤務しているＳＳＷの場合は、在籍する市町村のうち最も若い所属コードを持つ市町村に、全所属分の旅費支給額が表示されます。

【例】一人のＳＳＷがＡ市とＢ市の両方で勤務している場合

| 所属コード | 市町村 | 旅費請求額(所属別) | 旅費表示 | 旅費支給額(システム) |
|-------|-----|------------|------|-------------|
| 11201 | Ａ市  | 1,200 円    | ○    | 4,400 円     |
| 11202 | Ｂ市  | 3,200 円    | ×    | —           |

※ 最も若い所属コードを持つ市町村で旅費の請求がない場合でも、他の市町村から旅費請求があった場合は最も若い所属コードを持つ市町村に旅費支給額が表示されます。